

平成29年度法務省調達改善計画

第1 目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとする必要がある不可欠である。

このため、平成29年度においては、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日付け行政改革推進本部決定）、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日付け行政改革推進会議取りまとめ）、平成28年度調達改善計画の上半期自己評価結果や調達の現状分析に基づく調達内容の特性・課題等を踏まえ、法務本省及び地方支分部局等の全庁において、更なる調達の適切性・透明性の確保、調達事務の効率性の向上等を目指すこととし、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

第2 調達の現状分析

法務省において重点的に推進すべき取組を選定するに当たり、平成27年度の調達構造を分析する。

※本計画に記載している契約件数及び金額は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）に基づき公表しているデータから集計したものである（少額随意契約は含まれない。）。

1 法務省の調達の全体像

平成27年度における法務省の調達の全体像は、表1ないし表3のとおりであるが、法務本省を始めとする322庁の会計機関において調達事務を行っており、契約件数が6,643件、契約金額が1,091億円となっている。

調達の内訳では、物品役務等の調達類型による件数が6,327件（95.2%）、契約金額が949億円（87.0%）となっており、そのうち、件数ベースでは物品購入・賃貸借契約が2,789件（42.0%）、庁舎維持関連契約が1,080件（16.3%）、また、金額ベースでは情報システム関連契約が438億円（40.1%）、物品購入・賃貸借契約が210億円（19.2%）と、それぞれ高い割合を占めている（表1参照）。

契約種別では、競争性のある契約方式の契約件数が5,489件（82.6%）、契約金額が905億円（82.9%）、競争性のない随意契約の契約件数が1,154件（17.

4%)、契約金額は186億円(17.1%)となっている(表2参照)。

応札状況では、競争入札のうち一者応札の契約件数が827件(15.5%)、契約金額が438億円(52.9%)となっている(表3参照)。

表1 平成27年度法務省における調達の内訳

(単位:件,億円)

調達類型		本 省		地方支分部局等		法務省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物品役務等	物品購入・賃貸借 A	211	92	2,578	118	2,789	210
	割合(A/合計)	28.2%	13.8%	43.7%	28.0%	42.0%	19.2%
	庁舎維持関連 B	53	5	1,027	75	1,080	80
	割合(B/合計)	7.1%	0.7%	17.4%	17.8%	16.3%	7.3%
	電力需給 C	4	5	362	40	366	45
	割合(C/合計)	0.5%	0.8%	6.1%	9.5%	5.5%	4.1%
	ガス需給 D	2	0	156	10	158	10
	割合(D/合計)	0.3%	0.0%	2.6%	2.3%	2.4%	0.9%
	情報システム関連 E	280	435	40	3	320	438
	割合(E/合計)	37.4%	65.0%	0.7%	0.7%	4.8%	40.1%
その他の役務 F	104	17	957	91	1,061	108	
割合(F/合計)	13.9%	2.5%	16.2%	21.7%	16.0%	9.9%	
そ の 他 G	58	14	495	45	553	59	
割合(G/合計)	7.8%	2.0%	8.4%	10.7%	8.3%	5.4%	
小 計		712	567	5,615	382	6,327	949
割合(小計/合計)		95.2%	84.7%	95.3%	90.7%	95.2%	87.0%
公 共 工 事 H		36	103	280	39	316	142
割合(H/合計)		4.8%	15.3%	4.7%	9.3%	4.8%	13.0%
合 計		748	670	5,895	421	6,643	1,091
本省・地方支分部局等 /法務省全体(割合)		11.3%	61.4%	88.7%	38.6%		

※金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 平成27年度法務省における調達の契約種別

(単位: 件, 億円)

区 分 契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
		A	B(A/合計)	C	D(C/合計)
競争性の ある契約	競争入札	5,321	80.1%	829	76.0%
	企画競争による 随意契約	5	0.1%	4	0.4%
	公募による 随意契約	70	1.1%	4	0.3%
	不調・不落による 随意契約	93	1.4%	68	6.3%
	小 計	5,489	82.6%	905	82.9%
競争性のない随意契約		1,154	17.4%	186	17.1%
合 計		6,643		1,091	

※金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3 平成27年度法務省における調達の応札状況

(単位: 件, 億円)

区 分 契約方式		1者		2者以上		合計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札 A		827	438	4,494	390	5,321	829
	割合(A/合計)	15.5%	52.9%	84.5%	47.1%		
企画競争による 随意契約 B		2	0	3	4	5	4
	割合(B/合計)	40.0%	2.5%	60.0%	97.5%		
公募による 随意契約 C		58	2	4	1	62	3
	割合(C/合計)	93.5%	76.9%	6.5%	23.1%		

※1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 本表の公募による随意契約については、複数者と締結した契約は含まれない。

2 電力調達・ガス調達について

平成27年度における電力調達については、一者応札の契約件数が156件となっており、不落・不調による随意契約件数を合わせると、電力の総契約件数の約半数（50.8%）と高い割合を占めている（表4参照）。

また、ガス調達については、平成29年4月からガス小売全面自由化を迎えるが、調達規模が大きく、従前から自由化となっていた10件の調達のうち5件が一者応札となっていて、今回自由化の対象となる110件については、調達規模が小さく、これまで以上に一者応札が高い割合を占める可能性がある（表5参照）。

表4 平成27年度法務省における電力調達の応札状況等

(単位:件,円)

区分	契約方式		小計 C(A+B)	複数者応札 D	その他の 随意契約 E	合計 F(C+D+E)
	一者応札 A	不落・不調 随意契約 B				
件数	156	30	186	167	13	366
割合 (件数/合計)	42.6%	8.2%	50.8%	45.6%	3.6%	
金額	1,437,361,445	301,208,940	1,738,570,385	2,498,495,871	276,940,161	4,514,006,417
割合 (金額/合計)	31.8%	6.7%	38.5%	55.4%	6.1%	

※その他の随意契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合に締結した随意契約が含まれる。

表5 平成27年度法務省におけるガス調達の契約種別

(単位:件,円)

区分	競争入札		小計 C(A+B)	随意契約		小計 (うちH29.4月から 自由化対象契約) F(D+E)	合計 (うちH29.4月から 自由化対象契約) G(C+F)
	一般ガス事業 A	簡易ガス事業 B		一般ガス事業 (うちH29.4月から 自由化対象契約) D	簡易ガス事業 (うちH29.4月から 自由化対象契約) E		
件数	10	0	10	118 (109)	1 (1)	119 (110)	129 (110)
金額	190,523,540	0	190,523,540	721,896,490 (386,312,312)	1,720,738 (1,720,738)	723,617,228 (388,033,050)	914,140,768 (388,033,050)

※プロパンガス事業については、従前から会計法第29条の12（長期継続契約）の対象外であるため、本表には含まれない。

3 一者応札について

平成27年度における競争入札全体に占める一者応札の割合（件数ベース15.5%、金額ベース52.9%）よりも高い割合の調達類型は、件数ベースでは情報システム関連契約（75.8%）、電力需給契約（48.3%）、ガス需給契約（38.5%）、その他の役務契約（23.4%）、庁舎維持関連契約（16.3%）、金額ベースでは情報システム関連契約（94.8%）となっている（表6参照）。

表6 平成27年度法務省の競争入札及び一者応札の状況

（単位：件、億円）

区分		競争入札				うち一者応札			
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
		件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
		A	B(A/合計)	C	D(C/合計)	E	F(E/A)	G	H(G/C)
調達類型	物品購入・賃貸借	2,660	50.0%	183	22.1%	161	6.1%	41	22.7%
	庁舎維持関連	1,035	19.5%	74	9.0%	169	16.3%	12	15.8%
	電力需給	323	6.1%	39	4.8%	156	48.3%	14	36.5%
	ガス需給	39	0.7%	3	0.3%	15	38.5%	1	30.1%
	情報システム関連	153	2.9%	361	43.5%	116	75.8%	342	94.8%
	その他の役務	817	15.4%	87	10.4%	191	23.4%	25	29.2%
小計		5,027	94.5%	746	90.1%	808	16.1%	435	58.3%
公共工事		294	5.5%	82	9.9%	19	6.5%	3	3.6%
合計		5,321		829		827	15.5%	438	52.9%

※金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

4 その他

平成27年度における、法務本省を始めとする322庁の会計機関において、他庁との共同調達を311庁（96.3%）で実施したほか、リサイクルトナーを292庁（90.4%）で活用した。

また、会計法令上、随意契約によることが認められている少額調達案件について、一般競争入札を331件、オープンカウンター方式による見積合わせを172件実施した。

第3 重点的な取組について

平成29年度における法務省の重点的な取組は、電力調達・ガス調達の改善及び一者応札の解消とする（別紙1参照）。

なお、いずれの取組についても、平成29年度において各府省庁が共通して実施する「共通的な取組」（後記第4参照）としても位置付けられている。

1 電力調達・ガス調達の改善の選定理由について

電力調達については、一者応札及び不落・不調による随意契約が高い割合を占めていることから、平成28年4月から電力小売全面自由化を踏まえ、平成28年度法務省調達改善計画において、現在の調達単位の妥当性を検討するなどしてきたところ、電力規模を一定程度取りまとめることで、複数者応札等を見込めることが判明したことから、平成29年度法務省調達改善計画では、適切な電力量を確保した上で競争入札を実施するなどして、複数者応札に向けた取組を引き続き推進させる必要がある。

また、ガス調達については、平成29年4月にガス小売全面自由化を迎えるが、現段階で登録ガス小売事業者数は電力調達における登録小売電気事業者数と比較して少ないなど、必ずしも競争性が高いとはいえない状況であることから、より競争性を高めるための取組について検討の必要がある。

2 一者応札の解消の選定理由について

一者応札の契約件数については、これまでの調達改善の取組により、件数ベースで、平成19年度に1,362件（競争入札全体に対する割合が31.7%）あったものが、平成27年度には827件（同15.5%）と減少しているが、近年はほぼ横ばいで推移しており、金額ベースで、平成27年度には、前年度比で19.1%増加しているほか、一部の調達類型で一者応札の割合が高く、物品役務等の同種・同類の調達案件において、一者応札案件と複数者応札案件とが混在している状況であることなどから、個別にその要因を分析するなどして、一者応札の解消に向けた取組を引き続き実施していく必要がある。

第4 共通的な取組について

前記第3の各取組のほか、地方支分部局等における取組の推進についても、各府省庁が共通して実施する調達改善の取組として位置付けられたことから、法務省においては、地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について、調達コストの削減を図るため、共同調達実施品目数の拡大や他府省庁との共同調達に取り組む(別紙1参照)。

第5 その他の取組について

過去の法務省調達改善計画において継続事項として実施してきた別紙2に掲げるその他の取組についても、引き続き実施する。

第6 自己評価の実施

上半期及び年度終了後に、計画の達成状況等について自己評価を行い、その結果について、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させる。

第7 推進体制

1 推進体制

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等は、「法務省行政事業レビュー推進チーム」(以下「チーム」という。)により取り組む。

なお、チームの統括責任者は、別に定めるところにより設置する「法務省調達改善グループ」によりチームの取組を補佐させる。

2 外部有識者の参画

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等の際には、法務省契約監視会議の各委員に指導、助言等を求める。

3 その他

- (1) チームの庶務は、大臣官房会計課において行う。
- (2) その他チームの運営に関して必要な事項は、統括責任者が定める。

第 8 その他

1 取組状況等の公表

調達改善計画及び自己評価結果は、法務省ホームページにおいて公表する。

2 計画の見直し

本計画は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行い、法務省ホームページにおいて公表する。

第 9 調達の流れ

法務省における一般的な調達の流れは別紙 3 のとおりである。

重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	電力調達・ガス調達の改善 電力調達・ガス調達について、右の取組を実施するなどして、複数者応札等を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○電力調達 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対するヒアリングの実施 ・入札の早期実施 ・調達単位の妥当性の検討 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 適切な電力量の確保（複数庁舎の取りまとめ、調達単位の分割等） ▷ 共同調達の実施 ○ガス調達 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対するヒアリングの実施 ・競争性を確保するための調達方法を検討 ・複数事業者の参入可能性がある契約案件は、一般競争入札を実施 	<p>電力調達については、平成28年度法務省調達改善計画において、現在の調達単位の妥当性を検討するなどしてきたところ、電力規模を一定程度取りまとめることで、複数者応札等を見込めることが判明したことから、平成29年度法務省調達改善計画では、適切な電力量を確保した上で競争入札を実施するなどして、複数者応札に向けた取組を引き続き推進させる必要があるため。</p> <p>また、ガス調達については、平成29年4月にガス小売全面自由化を迎えるが、現段階で登録ガス小売事業者数は電力調達における登録小売電気事業者数と比較して少ないなど、必ずしも競争性が高いとはいえない状況であることから、より競争性を高めるための取組について検討の必要があるため。</p>	A	H28	<p>(本省、地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電力調達 <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札又は不調不落による随意契約（以下「一者応札等」という。）の合計件数を対前年度以下又は一者応札等の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。 ○ガス調達 <ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者の参入可能性について検討し、競争性を高めるなどして調達コストの削減を図る。 	30年3月まで
○	○	一者応札の解消 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、右の取組を実施するなどして、一者応札の解消を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○入札前の取組（事前審査） <ul style="list-style-type: none"> ・仕様の見直し及び明確化 ・実績の必要性の見直し ・発注単位及び発注時期の見直し ・競争参加資格の見直し ・国庫債務負担行為による複数年度契約の活用 ・履行の期間及び期限の十分な確保 ・新規参入業者の調査 ・情報システムに係る調達について、CIO補佐官の知見の活用 ○入札時の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・公告期間の十分な確保 ・入札説明会及び質問対応の充実 ・事業者等への理解促進のための配布資料等の充実 ・調達の情報提供の充実 ○入札後の取組（事後審査） <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対するヒアリングの実施 ・情報システムに係る調達について、CIO補佐官の知見の活用 ・外部有識者による個別調達案件の点検 	<p>これまでの取組状況等を分析した結果、一部の調達類型で一者応札の割合が高く、物品役務等の同種・同類の調達案件において、一者応札案件と複数者応札案件とが混在している状況であることなどから、個別にその要因を分析するなどして、一者応札の解消に向けた取組を引き続き実施していく必要があるため。</p>	A	H24	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札の契約件数を対前年度以下又は一者応札の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。 	30年3月まで
	○	地方支分部局等における取組の推進 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について、合同庁舎単位、地方ブロック単位、近隣官署単位等による共同調達を実施し、共同調達実施品目数の拡大や他府省庁との共同調達に取り組む。 また、本省のほか地方支分部局等が実施した共同調達に関するベストプラクティスを全庁に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達の実施 ・共同調達実施品目数の拡大 ・本省のほか地方支分部局等が実施した共同調達に関するベストプラクティスの共有・展開等 		A	H24	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達の実施庁数又は実施品目数を対前年度以上とし、調達コストの削減を図る。 	30年3月まで

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
競争性のない随意契約の解消等	継続
少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施	継続
リサイクルトナーの活用	継続
カード決済の活用	継続
旅費業務の効率化	継続
人事評価への反映	継続
人材の育成	継続
内部監査の活用	継続

「調達の流れ」(一般競争契約)

